

(大阪税関をご利用の皆様へ)

令和6年6月
大阪税関

大阪税関業務部通関部門及び南港出張所における通関処理体制の変更について

平素より税関行政に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記のことについて、より効率的で、適正かつ迅速な通関を確保するため、本年7月1日から、本関業務部通関部門及び南港出張所における通関処理体制を下記のとおり変更することとしましたのでお知らせします。

なお、通関処理体制の変更に伴うNACCS関連業務等の取扱いについては、別紙を参考に処理願います。

記

1. 変更年月日

令和6年7月1日(月)

2. 変更後の通関処理体制

官署	部門	変更後
本関	通関第1・第2部門共通 窓口対応時間及び時間外コード	平日 08:30 から 21:00 土曜及び休日 08:30 から 17:15 日曜日 事前の要請(従来どおり) 官署・時間外コード: 4A・88
	通関第1部門 (官署・部門コード: 4A・01)	全品目を担当(個人通関含む) 南港出張所の時間外の通関事務に関すること
	通関第2部門 (官署・部門コード: 4A・02)	組織の長が命ずる業務 南港出張所の時間外の通関事務に関すること
南港 出張所 (注)	特別通関第1部門 (官署・部門コード: 4I・11)	通関第8部門(官署・部門コード: 4I・08) 第72類から第83類及び第86類から第89類担当
	特別通関第2部門 (官署・部門コード: 4I・12)	通関第9部門(官署・部門コード: 4I・09) 第84類及び第85類担当
	通関第8部門 (官署・部門コード: 4I・08)	通関第11部門(官署・部門コード: 4I・11) 個人通関、別送品及び託送品担当
	通関第9部門 (官署・部門コード: 4I・09)	通関第10部門(官署・部門コード: 4I・10) 輸出担当

(注) 窓口対応時間は、平日 08:30 から 17:45 までとなります。(土日・休日は閉庁)

(本件に関するお問い合わせ)
大阪税関業務部管理課: 06-6576-3300
南港出張所総務課: 06-6614-5304

通関処理体制の変更に伴う NACCS 関連業務等の取扱いについて

(1) NACCS のシステム変更について、どのような変更となるか。

(答)

今般の通関処理体制の変更により、主に部門コードの変更が実施されます。お問い合わせがある場合は、周知文記載の部門にご連絡をお願いします。

(2) 6月30日までに輸出入申告等を行い、当日中に許可(承認)が未済のものについて、7月1日以降の対応について如何。

(答)

7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することになります。申告あて先部門を変更する必要はありません。なお、当初南港出張所に申告していたものを、申告官署を変更し本関通関部門へ変更するといった官署を跨ぐ変更はシステム上不可となりますのでご留意願います。

(3) 申告内容の訂正を行う場合は如何。

(答)

申告内容の訂正を行う場合は、申告あて先部門を変更のうえ訂正を行う必要があります。特に南港出張所の部門コードは、同じ部門コードでも担当が変更されるものがありますので、申告者があて先部門を変更せずに申告した場合、エラーとなりません。確実にあて先部門の変更をしていただく必要がございますのでご留意願います。

なお、当初南港出張所に申告していたものを、申告官署を変更し本関通関部門への変更はシステム上不可となりますので、7月1日以降に変更される場合は、南港出張所の場合は同一官署内の担当部門へ変更をお願いします。

(4) 6月30日までに輸出搬入前申告又は輸入予備申告を行い、7月1日以降に搬入後申告又は本申告を行う場合は如何。

(答)

部門コードを変更する必要があります。周知文に記載の部門コードのご確認をお願いします。

上記(3)の回答と同様に、同一官署内でのあて先部門の変更は可能ですが、申告あて先官署の変更はシステム上不可となります。また、南港出張所については、7月1日以降のあて先部門について確実に変更をしていただく必要がございますのでご留意願います。なお、本申告時にあて先部門名が誤っている場合は、訂正を依頼することがあります。

(5) 7月1日以降の時間外に輸出入申告を行う際の「申告先種別」欄入力方法は如何。

(答)

7月1日以降、大阪港における時間外の輸出入申告の対応は、本関通関部門で行うこととなります。現在、本関及び南港管轄の保税地域蔵置貨物の輸出入申告で、「申告先種別」欄を「T」（特別通関貨物）と入力（「あて先官署」欄はblank）とした場合、南港の88部門あての申告となりますが、7月1日以降、同様に「申告先種別」欄に「T」を入力した場合、本関の時間外通関部門（官署・時間外コード：4A・88）があて先となり、本関通関部門で対応することとなります。

(6) 6月30日までに許可を得ていた申告に関する、通関関係書類の提出及び裏書き等を処理する担当はどこか。

(答)

業務部通関第2部門あてに申告されたものは、体制変更後は業務部通関第1部門が担当します。

時間外に南港出張所特別通関部門あてに申告されたものについては、体制変更後の南港出張所通関第8部門（旧特別通関第1部門）が担当します。

(7) 南港出張所に予備申告を行ったが、本申告が時間外になる場合は予備申告を撤回したうえで本関に申告する必要があるのか。

(答)

南港出張所に予備申告を行い、本関通関部門が開庁時間外に引継ぐ場合、現状は官署が跨る為、予備申告の取り下げ及び別途申告が必要であるが、7月以降は、予備申告を取り下げることなく、そのまま本申告に切り替えをお願いします。ただし、その場合は南港出張所の開庁時間は17時45分までとなりますので、南港出張所に対して時間外執務要請届の提出が必要となります。

(8) 6月30日までにBP承認を受けた後、IBP業務が未済のものについてはどうか。

(答)

7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することとなりますので、あて先部門については変更・訂正いただきますようお願いいたします。IBP時にあて先部門を上書き訂正いただくこととなります。

(別紙)

6月30日までのBP承認部門/官署・部門コード		7月1日以降のIBP宛先部門/官署・部門コード	
本関通関第2部門	4A・02	本関通関第1部門	4A・01
南港「88」部門	4I・88	新・通関第8部門	4I・08
特別通関第1部門	4I・11	新・通関第8部門	4I・08
特別通関第2部門	4I・12	新・通関第9部門	4I・09

(9) 6月30日までに事項登録を行い、7月1日以降に申告等を行う場合の取扱いについてはどうか。

(答)

6月30日までに事項登録を行い、7月1日以降に申告等を行うものについては、7月1日以降に申告事項登録業務で宛先部門コードを消去(空欄に)した上で申告等(再送信)を行っていただくと7月1日以降の担当部門(宛先部門)が自動的に払い出されます。